

問題 次の文章を読んで、問いに答えなさい。

文化財の活用について、「もの」と「モノ」との関係から考えてみることにする。「ものづくり」として、私が「もの」と表記する対象は、伝統的な職人芸の手ワザで制作した一品主義の制作の成果としての「もの」である。これに対して、明治時代以降の近代化の中で確立された機械的に大量生産する工業的な製作物を「モノ」とすることにより、一線を画する。有形の文化財は、「ものづくり」の成果物と考えてよいだろう。

ちなみに、われわれ現代人の快適な生活の多くの部分は、工業的に製作された機械類などで構成された家電や建築物、すなわち「モノ」によって支えられている。経済学的に言えば、将来的に収益を生み出す力、すなわち経済的な価値が使用時間の経過とともに劣化していく有形の「モノ」に対して、耐用年数という概念が導入される。その価値の減少が減価償却という考え方に基づいて会計的に処理され、最終的には消耗品として廃棄処分されることになる。また、一般の電気器具などは、故障しても部品の供給は製品製造終了後7、8年、長くても10年程度である。建築物でも、例えば、耐震強度が基準に達しない老朽化した建物は耐震補強される場合もあるがほとんどは解体して建て直される。生産物としての「モノ」は消費され消失する。「モノ」を巡る生産と消費の循環の仕組みの中で、現代社会の経済が成立しているのである。

これに対して、「もの」として制作され、長い時間が経過した文化財の多くは、物質としての「もの」の耐用年数はすでに切れ、機能性もほぼ消失し、当然ながら減価償却は終了しているにもかかわらず、廃棄されずに存在価値を持ち続けている。すなわち、一般的な消費財ではないのである。

例えば、国宝や重要文化財級の建造物は、耐震強度などは現在の建築基準には程遠い状態である場合も多く、本来なら取り壊しの対象であるが、その姿を存続させるためにさまざまな対策がとられている。すなわち、文化財は、「もの」としての物質的な賞味期限は切れているが、その存在自体に付加価値があるために、この価値を維持するために特別な措置をとる必要がある。この措置が、保存修理・修復なのである。

(中略)

耐用限度を超えてはいるが、文化財としての存在を末永く維持・保存して、次の世代に伝えるための修理や復元には、たいへんな手間とお金がかかる。もちろん指定建造物だけではなく、未指定文化財も含めて、「もの」として耐用限度を超えてしまっているあらゆる有形の文化財、仏像、絵画、書跡、着物などは、その存在を末永く維持するためには保存修理と、さらに修理後に保管する際の環境保全への配慮が欠かせない。すなわち、物質としての賞味期限の切れた文化財を継続的に活用するためには、その存在を維持するために手間とお金をかけないと、たちまち消耗して消えてしまうことになる。保存を担保しない活用は、現在何とか姿をとどめている文化財の寿命をさらに縮めることにしかならない。活用が優先して文化財をわれわれ世代の消耗品にしてはいけないということを肝に銘じないといけない。

* * * * *

文化財の価値をどう判断するのか、これはなかなか難しい課題である。文化財自体も人によって捉え方が異なっているのが現状であり、その価値に対しても絶対的な定義や判断を示す客観的な基準が存在するわけではない。文化財保護法の制定以来、その価値は、文化財保護法第二条に謳われるように「歴史的価値、芸術的価値、学術的価値、鑑賞的価値」であり、歴史学、先史学、考古学、古生物学、民俗学、人類学、文献学、文学、宗教、科学、技術、環境、景観等の経済性以外の学術的諸分野で見出される重要性を重んじる、すなわち金銭的価値ではないものを抛りどころとしてきたといえよう。

文化財保護法第一条では、「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする」と制定当初から「活用」にも言及している。すなわち、文化財保護において、基本的には「保存」と「活用」が両輪なのである。しかし、第一義的には「保存」が優先的であり、ここでいう活用は、専門家が評価し、行政が認定した指定文化財を展示・公開し、その価値を国民が享受する場を提供することを意味しているとしてよい。

このような文化財の活用に対する考え方は、文化財保護が、教育の一環として捉えられていた文化財保護法第2期の後半、1990年代中頃までは主体的であったといえる。これに対して、21世紀の声を聞く頃から、文化行政の見直しのなかで、

文化財が持つ別の側面、地域社会における精神的な支えでもある文化財を地域の誇りとして観光面で利用し、文化財の持つ経済的な価値を活用しようという機運が生まれてきた。文化財に対しての新しい価値論の登場であるが、ここでいう経済的価値とは、観光資源として文化財がもたらす金銭的効果のことであり、文化財そのものの金銭的価値評価とは異なることに注意する必要がある。

21世紀に入り、文化財保護法第3期になるとその声は増々大きくなり、文化財を経済的価値のある観光資源と捉え、積極的に活用しようという方向性がはっきり打ち出され、文化財保護法自体も「文化芸術基本法」の下に置かれるなど、その立ち位置にも変化が生じるようになった。

文化財そのものが、新たな経済的価値に期待した「活用」を強調するようになったことから、博物館、美術館の学芸員も含めて実際に文化財に関わってきた関係者の多くから、「保存」が置き去りになるのではないかと不安の声が上がってきたことも事実である。それは、文化財保護法が従来から第一義的に重要と位置づけてきた「保存」に対する文化財関係者のストイックな思いとともに、いかに海外への輸出規制、すなわち流失阻止を具現化するか、そして地域の文化継承に貢献したいという強い使命感に基づくところも大きいことが挙げられよう。何よりも保存が担保されていない活用が優先するのではないかという懸念なのである。

これに対して、文化財の価値を観光資源として考え、新たな「活用」をめざそうとする側からすると、「活用」に対して懸念を表明する文化財関係者は、「保存」を金科玉条とし、自分たちの研究のためにだけ無駄に税金を使っている守旧派であり、時代の流れが読めない連中ということになる。そして、こういった思いから、2017（平成29）年に活用をめざす側から、「学芸員はガン」という発言も飛び出したのではなかろうか。このような事態は、「活用」という言葉の根本的な定義づけをお互いに共有していないために生じた悲喜劇なのである。

この背景には、双方に要因があると私は考える。第一に文化財関係者がこれまでになしてきたことへの説明不足があるのではなかろうか。文化財関係者も、文化財保護法の枠組みの中ではあるが、「活用」に対して「公開・展示」という形でできる限りの対応をしてきたという自負を持っているし、実際に実践してきている。そして、その思いを機会あるごとに伝える努力をしてきたことも事実である。しかし、

その発信は、人目を惹く大掛かりな「展覧会」という舞台では注目されても、特別公開というようなものは一過性のイベントとして扱われ、日々の地道な活動の周知は従来からのファンや関係者内にとどまる。残念ながら行政に携わる他の部署の職員の理解すら得られていないのだから、一般市民にまで届くには程遠いのではなかろうか。文化財に関心がある限られた人たちの一定の理解は得てきた実績はあるが、広く世間一般の方々、さらには行政の他の部署の担当者たちと、文化財の保存・継承の重要性を共有する努力は十分だったのだろうか。

新聞やテレビなどの文化財に関する報道のほとんどは国宝や重要文化財に関するものであり、また「新発見」や「最古」というように、「新」、あるいは「最古」が付く場合には大きくなるが、それ以外の話題はほとんど記事にもならない。従って、発掘調査も含めて文化財の調査・研究は、一般的には「お宝探し」、趣味の領域とされているのではなかろうか。「楽しいこととしてはってよろしいなあ」という言葉を私もよくいただいたものである。

文化財行政に携わる国の機関は文化庁、地方公共団体においては教育委員会に置かれた文化財保護課が主な部局となり、その職員は公務員、あるいはそれに準じ、そのほとんどは専門職に位置づけられ、とにかく絶対的に数が少ない。そして、他の行政職の職員は、三年あるいは数年で異なった部署に配置換えになることもあるが、文化財関係の専門職員はほとんど職場の異動がないのが一般的である。文化財関係の専門職員は他の職場に異動させにくいスペシャリストである。この状況は、博物館や美術館における学芸員も同様である。同じ場所で同じ顔触れの中で長年過ごしていると、世間一般の動きに敏感に対応できなくなるし、自分たちの姿を外からの目線で見ることが難しくなり、世間に対しての発信力も鈍くなるのではないか。

このような思いに至ったのは、国の文化庁管轄の研究所で長年研究職に就き、その後、同じく国の博物館に学芸員として異動し、マネジメントも経験したのち、現在は地方都市の公立美術館において、その運営に携わってきた私自身の経験による反省と自戒の念に基づいている。

一方、最近になって文化財が経済的効果をもたらす存在だと気づいた側にも当然問題がある。これまで、文化財は保存維持にお金がかかる厄介な存在で、そんな古

くさいものを大事にしても経済的効果などを生み出すこともないと考えていたのではないだろうか。先に述べたように、文化財の活用には、保存が担保されていることが第一条件であるということに対する勉強不足がある。文化財を末永く活用するためには手間とお金が必要であるということを肝に銘じていただきたい。

このように、「保存」と「活用」のそれぞれに与する価値観は相容れない矛盾を抱えているといえる。しかし、文化財を取り巻く現在の流れにおいては、これまで長い時間をかけて熟成してきた「保存」に重点を置いた文化財の価値概念に加えて、時代が変わる中で改めて位置づけられた「活用」という社会的ニーズにも広くスポットが当たる工夫をする試みは重要である。新たな文化芸術基本法の下、「経済的価値」を、「歴史的価値、芸術的価値、学術的価値、鑑賞的価値」をしっかりと「保存・継承」するための金銭的効果を生み出す手段の一つとして捉える柔軟な受け止め方が必要であろう。

そして、ここで最も大事なことは、物質的にも脆弱化した文化財を、経済的効果をもたらす存在として末永く活用するためには、保存維持のための修理と置かれた環境の保全(収蔵と展示の両面から)にお金がかかることに対して覚悟を持たないといけないということである。「活用」によってもたらされる経済的効果をより充実した保存に利用する可能性を探っていくことが重要である。一言でいえば、財政的裏付けがなければ、文化財、そして文化は守れないのである。すなわち、文化財を保存・継承し、それを活用することで生み出される経済的効果が再び保存に還元される循環型の仕掛けこそ、理想的な文化財保護の姿といえるのではなかろうか。

出所：村上隆(2023)『文化財の未来図―〈ものづくり文化〉をつなぐ』岩波書店，82～

91 ページを一部改変

問 1 筆者のいう「もの」と「モノ」について、100 字以上 120 字以内でまとめなさい。

問 2 筆者は本文中において文化財の価値が変化したと述べているが、どのように変化したのか、100 字以上 120 字以内でまとめなさい。

問 3 筆者は文化財を守っていくために今後の方向性をどのように考えているか、まとめなさい。その上で、それを実現するための方法についてあなたの考えを述べなさい。(全体で 250 字以上 350 字以内)